

特定非営利活動法人日本火山学会旅費および謝金の支出に関する規程

(2014年11月3日理事会承認)

第1条 本規程は特定非営利活動法人日本火山学会の旅費および謝金の支出に関する規程である。

第2条

- 2.1 本学会の事業は、会員に対しては無報酬とする。ただし、その事業を実施するために要した費用を弁償することができる。
- 2.2 本学会の事業として非会員にその業務を依頼した場合、謝金を支出することができる。また、その事業を実施するために要した費用を弁償することができる。
- 2.3 前項 2.1 及び 2.2 に基づき、本学会の事業として会員あるいは非会員が旅行をした場合、その交通費および宿泊費については、旅行者の申請により実際に要した額を支出する。

第3条

- 3.1 第2条3項による交通費および宿泊費を請求する場合は、請求額を証明する領収書を提出しなければならない。支給額については、本会が算出のうえ決定する。なお、宿泊費については、国内旅行の場合1泊あたり12,000円を上限として支給する。
- 3.2 交通費は、特別な事情がない限り最短経路かつ普通席の利用で算出する。
- 3.3 交通費および宿泊費は、旅行者の申し出により概算額を事前に支給することができる。事前の支給額は本会が決定する。この場合、旅行終了後、第3条の実際に要した額との差額を精算する。

第4条 謝金は、日額10,000円を上限として支給する。ただし、依頼する業務の時間が2時間に満たない場合には、半額とする。

第5条 交通費以外に事業を実施するために要した費用が生じた場合には、所要額を証明する領収書およびその費用の用途および必要性を示す文書を添付して請求することができる。支給額については、本会が算出の上決定する。

附則

1. この規程は、2014年11月3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。